3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

(1) 利力	1 12 114 14	の課税払	. //			課	税	分	非課	税分	合	計
	区	Ź.	}	支	払	金	額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
						ā	千円	千円	千円	千円	千円	千円
公			債		2	, 781,	323	424, 773	1, 138	5, 871, 891	8, 654, 352	424, 773
社	社				3	, 057,	035	472, 133	1,001	9, 991, 115	13, 049, 151	472, 133
	銀	行	預 金		18	, 146,	493	2, 763, 555	256, 591	1, 730, 553	20, 133, 637	2, 763, 555
預 貯 金	銀行以	外の金融	機関の預金		12	, 155,	817	1, 841, 697	242, 897	7, 722, 011	20, 120, 724	1, 841, 697
	その他勤務先預金等の利子			1	, 550,	272	237, 205	3, 464	_	1, 553, 736	237, 205	
合同運	合同運用信託の収益の分配					11,	385	1,803	2, 358	233	13, 976	1,803
公社債担	投資 信	託の収益	をの分配等			175,	900	26, 939	10	28, 332	204, 242	26, 939
	小	Ē	t		37	, 878,	225	5, 768, 105	507, 458	25, 344, 136	63, 729, 819	5, 768, 105
定期積	金の糸	合付 補	てん金等		1	, 524,	949	233, 546	_	29, 600	1, 554, 549	233, 546
匿名組合契約等に基づく利益の 分 配 、 生 命 保 険 等 の 差 益					109,	235	17, 696	_	_	109, 235	17, 696	
割 引 債 の 償 還 差 益					120,	780	22, 197	_	_	120, 780	22, 197	
		計			39	, 633,	189	6, 041, 545	507, 458	25, 373, 735	65, 514, 383	6, 041, 545

調査対象等: 平成26年2月から平成27年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- (注) 1 「障害者等非課税・財形貯蓄非課税分」は、第10条(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)、租税特別措置法第4条(障害者等の少額公債の利子の非課税)、第4条の2(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)及び第4条の3(勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)に規定する非課税分である。
 - 2 「その他の非課税分」は、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)のほか、租税特別措置法第5条(納税準備預金の利子の非課税)及び第8条(金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用)等に規定する非課税分である。
 - 3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。
 - 4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12(償還差益等に係る分離課税等)に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。

(2) 配当所得の課税状況

区分	課程	兑 分	非 課 税 分	合	≒	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	
剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、 基金利息の分配、特定投資法人の投資口 の配当等	千円 231, 945, 260	千円 45,771,538	千円 15, 385, 323	千円 247, 330, 582	千円 45, 771, 538	
投資信託(公社債投資信託及び公募公社 債等運用投資信託を除く。)及び特定受 益証券発行信託の収益の分配等	2, 999, 066	459, 307	459, 737	3, 458, 803	459, 307	
源泉徴収選択口座内配当等	92, 922, 934	14, 232, 750		92, 922, 934	14, 232, 750	
≣†	327, 867, 260	60, 463, 595	15, 845, 060	343, 712, 320	60, 463, 595	

調査対象等: 平成26年2月から平成27年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び 「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に 基づいて作成した。

- (注) 1 「非課税分」は、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)に規定する非課税分のほか、租税 特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で国内における支払の取扱者を通じて支払われた もの及び租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税分である。
 - 2 「課税分」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源	泉	徴	収	税	額
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	千円 56, 377, 738					8, 56	千円 5, 998

調査対象等: 平成26年2月から平成27年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された 「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税 徴収高計算書」に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

	E /\	官	广	そ 0	の 他	合	計
	区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	1, 065, 879, 739	33, 246, 872	4, 186, 137, 740	151, 491, 640	5, 252, 017, 479	184, 738, 512
給与所得	日雇労働者の賃金	2, 461, 923	22, 751	34, 262, 045	395, 936	36, 723, 967	418, 686
	計	1, 068, 341, 662	33, 269, 622	4, 220, 399, 785	151, 887, 576	5, 288, 741, 446	185, 157, 198
退	職 所 得	77, 766, 765	837, 468	107, 617, 425	4, 000, 604	185, 384, 190	4, 838, 072
災害減免法	により徴収猶予したもの	_	_	_	6, 475	_	6, 475

調査対象等: 給与等の支払者から平成27年4月30日までに提出された「法定調書合計表(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成26年2月から 平成27年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

用語の説明:1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関(所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公社、公団、公庫、事業団、 日本政策金融公庫、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。)を集計したものである。

- 2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。
- 3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、 いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

	区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額
	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料 等 の 報 酬 又 は 料 金	千円 5, 399, 902	千円 786, 945
N.	弁護士、税理士等の報酬又は料金	39, 887, 958	4, 313, 601
法第	診 療 報 酬	29, 199	2, 503
2 0	職業野球の選手、騎手、外交 員等の報酬又は料金	24, 945, 573	1, 728, 731
4 条	芸能等についての出演・演出等の報 酬 又 は 料 金	692, 006	77, 453
該当	バー、キャバレーのホステス等 の 報 酬 又 は 料 金	6, 915, 475	359, 362
	契 約 金 ・ 賞 金	623, 467	44, 987
	小計	78, 493, 579	7, 313, 581
法 第	203 条 の 2 該 当 (公 的 年 金 等)	5, 486, 869	95, 808
法 第 20	7条該当(生命保険契約等に基づく年金)	91, 652, 756	569, 724
法 第 17	4条該当(馬主が受ける競馬の賞金等)		
	計	175, 633, 203	7, 979, 113
災害	減免法により徴収猶予したもの	-	117

調査対象等: 報酬・料金等の支払者から、平成27年4月30日までに提出された「法定調書の合計表 (報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書)」及び平成26年2月から平成27年1月まで に提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

(6) 非店任有寺所侍の硃悦状代		
区 分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子	等 174, 179	23, 426
剰余金又は利益の配当、特定投資法人の投資口の配当等、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び特定受益証券発行信託の収益の分配		64, 546
匿名組合契約に基づく利益の分	配 –	-
給	等 1,005,243	98, 432
退職所	得 15,558	2, 876
役務の報	酬 27,935	5, 699
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用 又 は そ の 譲 渡 に よ る 対	料 価 703, 104	57, 374
著作権の使用料又はその譲渡による対	価 135, 139	13, 597
貸 付 金 の 利	子 64, 389	6, 706
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機 船 舶 の 貸 付 に よ る 所	、 得 63, 145	11, 759
機 械 等 の 使 用	料 -	-
土地等の譲渡による対	価 76, 363	7, 734
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対	価 475, 274	96, 747
生命保険契約等に基づく年	金 6,706	1, 369
賞	金 -	_
合 計	3, 253, 663	390, 264

調査対象等: 平成26年2月から平成27年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。